

狂犬病 予防注射を実施



生後91日以上の犬を対象に狂犬病予防注射及び登録を次の日程で行います。なお、すでに登録をされている場合は、注射のみとなります。

用意するもの

・愛犬手帳

・通知はがき(登録されている犬の飼い主のみ)

料金

・注射のみ 3,500円
 ・注射と登録 6,500円

(料金の内訳)

・登録手数料 3,000円
 ・注射済票交付手数料 550円
 ・狂犬病予防注射料金 2,950円

【注意事項】

○犬をしっかり押さえられる方が連れて来てください。
 ○受付開始直後は大変混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。
 ○小さい子どもの同伴は危険です。遠慮ください。
 ○会場で注射が受けられない場合は、必ず動物病院で受けてください。

狂犬病予防注射日程 (4月)

日(曜日)	時間	場所
5(木)	9:30~11:30	東町二丁目公園
	13:30~15:00	高来神社駐車場
6(金)	9:30~10:10	宮の上公園(東小磯防災館前)
	10:40~11:30	白岩神社
	13:30~15:00	八坂神社
9(月)	9:30~11:30	国府新宿福祉館(北側駐車場)
	13:30~14:10	生沢会館
	14:30~15:00	寺坂老人憩の家
10(火)	9:30~11:30	なかまる公園
	13:30~15:00	馬場公園
11(水)	9:30~11:30	大磯町役場駐車場
	13:30~15:00	石神台中央公園
12(木)	9:30~11:30	ふれあい広場(ふれあい会館前)
	13:30~14:10	虫窪老人憩の家
	14:30~15:00	黒岩公民館

○犬の体調が悪い場合や妊娠中の場合は注射が受けられませんが、かかりつけの獣医師に相談してください。

登録内容の変更

飼い主の住所変更、飼い主の変更、また犬が死亡した場合は手続きが必要となりますので、連絡してください。

なお、他の市町村へ転出した場合は、必ず登録の手続きを行ってください。

◎問い合わせ

環境美化センター
 ☎(72) 4438



開発事業の説明

アドバイザーを派遣

町まちづくり条例では、条例の続きが必要な開発事業を行う際には、事業者による近隣住民(※1)への開発構想の内容の周知を規定しています。

事業者の説明を受けても内容が十分に理解できない場合は、開発構想の説明を行う第三者であるアドバイザーから説明を受けることができます。

説明の内容

構想届出書添付図書から判断できる次の範囲内に限ります。

- ① 構想届出書の内容
- ② 事業内容が宅地分譲の場合は、開発事業区域内に設置する道路の接続位置の概略、それ以外にあっては開発事業区域の出入口の概略
- ③ 事業区域からの排水ルートの概略
- ④ 事業区域の計画地盤と隣接地との高低差の概略
- ⑤ 工作物の概略

手続きについて

① 毎月派遣日の10日前までに指定用紙で申請をしてください。町の休日の場合は次の平日に行います。



② 町から決定通知書を送付しますので、決められた時間内に説明と質疑を終了し、その報告書を町へ提出してください。

※1 近隣住民とは、開発事業区域から15m以内に土地又は建築物を所有する者、開発事業区域面積及び開発事業内容により事業区域から15m・30m・100m等に住所を有する者又は事業を営む者です。

◎問い合わせ

まちづくり課 ☎内線242